

空き店舗出店費補助金について

空き店舗出店費補助金とは…

中心市街地の賑わい創出のため、空き店舗を活用した出店者を支援する制度です。

○補助対象経費

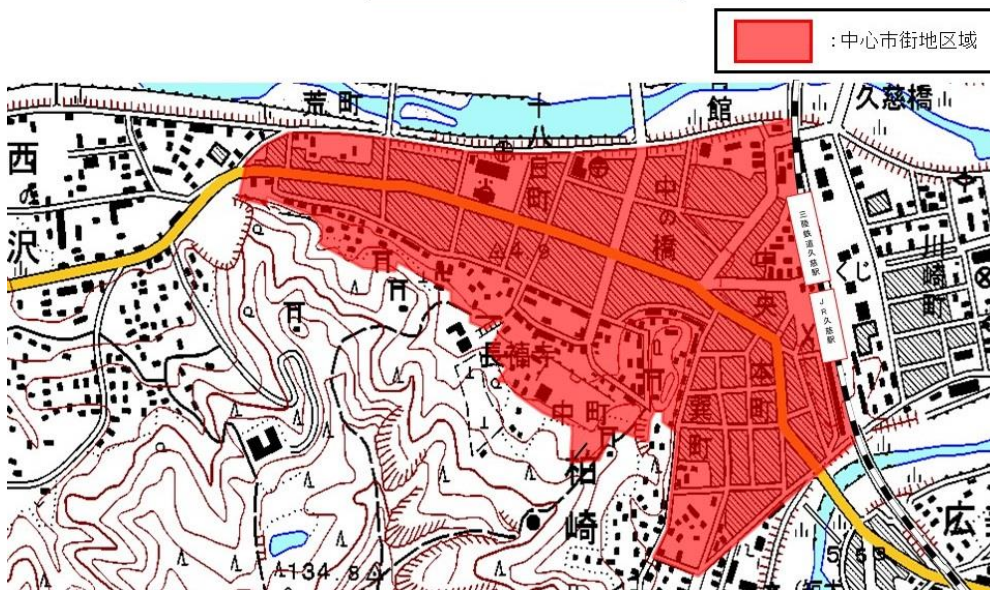
出店に係る経費のうち、内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事、電気工事とし、これに対する補助額は、当該経費の2分の1に相当する額以内の額で、限度額は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 出店の経験がない出店者 | 25万円 |
| ② 出店の経験がある出店者又は特定創業支援等事業を受ける出店者 | 50万円 |
| ③ 市外から転入し、住宅部分を有する空き店舗に出店する出店者 | 100万円 |

○中心市街地の範囲

荒町一丁目、荒町二丁目、八日町一丁目、八日町二丁目、十八日町一丁目、十八日町二丁目、中の橋一丁目、二十八日町一丁目、二十八日町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、巽町一丁目、巽町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中町一丁目、中町二丁目、柏崎一丁目

中心市街地の範囲



○対象者

次のいずれかの方が対象者となります。

- ① 中心市街地の空き店舗に小売業、飲食店又はサービス業（以下「小売業等」）を新たに新店しようとする方
- ② 既に中心市街地で小売業等を営業している方であって、現在出店している店舗等の営業を継続しながら空き店舗に出店しようとする方

また、下記の要件があります。

- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に該当する者又は該当することが見込まれる者であること。
- イ 空き店舗に自ら出店し、当該出店に係る事業を 2 年以上継続することが見込まれる者であること。
- ウ 市税その他市の徴収金を滞納していない者であること。
- エ 当該出店に係る事業に許認可等が必要である場合は、必要な許認可等を取得していること。
- オ 当該出店に係る経費について、国、県、市等からこの補助金以外の補助金の交付を受けようとする者でないこと。

○提出書類及び添付書類

空き店舗出店費補助金交付申請書

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 店舗の配置図
- 4 工事着手前の写真
- 5 工事に係る見積書の写し
- 6 市民税、都民税若しくは道府県民税又は個人事業税の納税証明書
- 7 その他市長が必要と認める書類

お問い合わせ

久慈市 産業経済部 商工観光課

TEL : 52-2123 へお気軽にご相談ください。